

令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）〔抄〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （博覧会協会の業務の特例）</p> <p>3  博覧会協会は、第十五条に規定する日までの間、第十六条各号に掲げる業務のほか、博覧会の会場その他の施設に関する工事（それらを解体する工事を含む。）の請負に係る契約に基づく債権の買取りその他当該請負の対価として支払われるべき金額に相当する金額の支払の確保を図る業務及びこれに附帯する業務（以下「特例業務」という。）を行うことができる。</p> <p>4  前項の規定により博覧会協会が特例業務を行う場合における第十七条第一項の適用については、同項中「前条各号」とあるのは、「前条各号及び附則第三項」とする。</p>	<p>附則 （内閣法の一部改正）</p> <p>3  内閣法の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第二項中「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」を「国際博覧会推進本部」に改める。</p> <p>附則第三項中「復興庁が廃止されるまでの」を「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている」に改める。</p> <p>附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。</p> <p>4  復興庁が廃止されるまでの間における第二条第二項の規定の適用については、前二項の規定にかかわらず、同条第二項中「十四人」とあるのは「十七人」と、同項ただし書中「十七人」とあるのは「二十人」とする。</p> <p>〔新設〕</p>

